

「エネルギー研究開発拠点化計画」の充実に向けた実務者検討会 設置要領

(目的)

第1条 福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、原子力防災・危機管理機能の向上やエネルギー源の多角化に関する観点から「エネルギー研究開発拠点化計画（以下「計画」という。）」の充実を図るため、「実務者検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 原子力防災・危機管理機能の向上に資する研究開発および実用化
- (2) エネルギー源の多角化に向けた研究開発および実証

(構成等)

第3条 検討会は、別表に掲げるメンバーをもって構成する。

- 2 検討会には座長を置く。
- 3 検討会には、必要に応じてメンバーを追加するとともに、若干名のアドバイザーを置くことができる。
- 4 専門的な見地から集中して議論を行うため、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(座長)

第4条 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。

- 2 座長は、必要に応じてメンバー以外の者の出席を求めることができる。

(アドバイザー)

第5条 アドバイザーは、検討会および各ワーキンググループに対して、自らの見識に基づき意見を述べ、助言を行う。

(委員の責務)

第6条 メンバーは、検討会での審議に伴い知り得た未公開の情報等について他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 検討会の庶務は、福井県総合政策部電源地域振興課および財団法人若狭湾エネルギー研究センターが行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要領は、平成23年5月31日から施行する。

(別表)

「エネルギー研究開発拠点化計画」の充実に向けた実務者検討会

平成23年5月31日現在

<メンバー>

(敬称略)

機 関 名	職 名	氏 名
文部科学省 研究開発局	原子力課 課長	篠崎 資志
経済産業省 資源エネルギー庁	大臣官房参事官 (エネルギー担当)	守本 憲弘
経済産業省 原子力安全・保安院	地域原子力安全統括管理官 (若狭地域担当)	森下 泰
福井大学	産学官連携本部 本部長	山本 嵩勇
福井大学	附属国際原子力工学研究所 所長	竹田 敏一
福井工業大学	機械工学科 教授	古莊 純次
三菱重工業株式会社	原子力事業本部 副事業本部長 兼 原子力プラント技術統括部長	駒野 康男
三菱重工業株式会社	エネルギー・環境事業統括戦略室 室長	戸田 克彦
関西電力株式会社	執行役員 原子力事業本部 副事業本部長 兼 原子力技術部門統括	鈎 孝幸
北陸電力株式会社	福井支店 総務部長	川島 英樹
日本原子力発電株式会社	取締役 研究開発室長	巽 良隆
独立行政法人日本原子力研究開発機構	敦賀本部 本部長代理	向 和夫
財団法人若狭湾エネルギー研究センター	専務理事	来馬 克美
福井県総合政策部	企画幹	木村 正二
福井県安全環境部	企画幹	櫻本 宏
福井県産業労働部	企画幹	半澤 政章
福井県農林水産部	企画幹	齋藤 清一
福井県工業技術センター	所 長	宮崎 孝司

<アドバイザー>

文部科学省 科学技術政策研究所	科学技術動向研究センター 環境・エネルギーユニットリーダー 上席研究官	浦島 邦子
福井大学	重点研究高度化推進本部 特命教授	広瀬 研吉
財団法人日本エネルギー経済研究所	理事長	豊田 正和
財団法人エネルギー総合工学研究所	専務理事	山田 英司